

都市計画法第34条第11号区域指定導入方針(案)及び指定運用方針(案)に関する意見等の募集結果について

□提出期間

令和元年(2019年)7月19日～8月19日

□意見募集の結果

提出者数 3名 提出件数 12件

□意見提出方法の内訳

電子メール 1件 直接書面による提出 2件
郵便 0件 ファクシミリ 0件

□担当課

まち整備課

□意見の概要と町の考え方

	意見の概要	町の考え方 (修正がある場合は修正内容)	修正の有無
1	区域指定基準②のうち、「旧町役場、現に存する公民館(町が設置するものに限る。)又は小学校(町が設置するものに限る。)からの距離が概ね500m以内の距離に存するもの。」としているが、600m位に拡大することはできないか。	指定基準500m以内という範囲については、県の基準にも準じていることから、妥当なものだと考えます。 また、「高齢者の一般的な徒歩圏である半径500m(『都市構造の評価に関するハンドブック』平成26年8月国土交通省都市局都市計画課)」を参考にコンパクトシティの考え方にも合致することから設定したため、原案のままで進めたいと考えています。	無
2	町内では、空き家や空地が見られるが、都市計画法第34条第11号に基づく区域指定により、土地の有効活用を図ることが可能になれば、これらの問題を解消できるのではないか。	都市計画法第34条第11号の区域指定により、空き家や空地の解消に一定の効果があると考えていますが、本制度だけで全てが解決できる問題ではありませんので、各種施策と連携しつつ、引き続き問題解	無

		決に努めていきます。	
3	農振農用地区内の農用地や堤外地に指定しても実効性のないものになってしまうので、指定区域については、500mの円と同じ面積分を区域にすることとし、小学校や公民館を中心に集落の状況に応じて長円や楕円など形にこだわらない方法で指定はできないか。	<p>指定基準の「除外すべき土地の区域」において、農業振興地域内の農用地を規定していますので、当該土地の指定は考えておりません。</p> <p>また、堤外地については、11号区域指定の前提となる既存の集落（住居系12号区域）に指定されていませんので、当該土地も指定は考えておりません。</p> <p>次に500mの円と同面積での指定については、公共施設からの距離設定の考え方は、前記「1」の回答に基づくとともに、かつ範囲内の既存の集落での指定という考え方となり、円と同面積分を割り振るような考え方は、本制度の趣旨に沿いませんので、原案のままで進めたいと考えています。</p>	無
4	市街化調整区域での11号区域指定によって、新規住民の流入が進むかどうか、大変難しいのではないかと考える。	<p>11号区域の指定については、人口の流入・定住化により、地域コミュニティの維持・活性化を図るための受け皿つくるのが目的です。</p> <p>移住を希望する方に多くの市町村の中から川島町を選択してもらうため、本制度の施行だけではなく、福祉や子育て、教育など各種施策の連携により、川島町の魅力を向上させていきたいと考えています。</p>	無
5	11号区域を指定することで外国人が新規住民として、定住することも十分に想定され、区域指定の目的である「市街化調整区域への人口の流入・定住化を誘導し、地域コミュニティの維持・活性化を図る」という趣旨が損なわれるのではないかと考える。そのため11号区域を	<p>居住・移転の自由は憲法により保障されており、国籍等を理由とした施策の変更はできませんので、原案のままで進めたいと考えています。</p> <p>なお、町では「すべての町民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現する」を基本理念として「川島町人権施策基本方針」を</p>	無

	<p>指定することは一層慎重に対応すべきである。</p>	<p>策定し、各種人権施策を推進していきます。</p> <p>グローバル化の進展により様々な国籍の方が町民となられており、「多文化共生」の考え方に基づいて、日本人と外国人住民がそれぞれお互いの立場を理解し合い、それぞれの才能を十分に発揮できる社会づくりが必要であると考えています。</p>	
6	<p>公民館または小学校については、まさに地域コミュニティの拠点であり、今回の区域指定の目的からみて適切な区域指定基準であると思いが、「旧町役場」については、地域コミュニティの中核的な拠点である町役場そのものは既になくなっており、他の基準と比較すると整合性がとれておらず違和感があるため、「旧町役場」を削除すべきである。</p>	<p>「旧町役場」については、役場庁舎は移転しましたが、現在でも川島町保健センターが存在し、今年度からは同施設に川島町地域包括支援センターが開所するなど地域コミュニティの拠点機能は維持されていると判断しています。</p> <p>そのため、原案のままを進めたいと考えています。</p>	無
7	<p>11号指定区域における開発許可に当たって、「川島町都市計画に基づく開発許可等の基準に関する条例」に、次の2つの事項を追加した方が良い。</p> <p>①第11号指定区域において新規住宅の建設に係る開発許可の当たっては、次の事項に適合していなければならない。</p> <p>ア農業集落の農業生産環境に支障が生じないこと</p> <p>イ農業集落の景観が全体として損なわれないこと</p> <p>ウ農業集落における地域コミュニティの安定性が損なわれないこと</p> <p>②第11号指定区域において新規</p>	<p>現在の「川島町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」については、関係法の規定に基づき制定するとともに法が条例に委任している範囲において、その趣旨を十分に反映していると判断しています。</p> <p>そのため、現時点での条例改正の必要性はないと考えています。</p>	無

	<p>住宅の建設に係る開発許可の当たっては、次の地元関係者の意見を聴き了解を得なければならない。</p> <p>ア指定区域の区長(大字単位)</p> <p>イ指定区域の農家組合長(小字単位)</p> <p>ウその他必要と認められる者</p>		
8	<p>区域指定導入方針(案)の2ページ2行目から4行目について、定年退職後に農業に従事する可能性のある地元の農家住民もおり、就農者を増やすには人口流入に頼らなければならないとの見方は妥当ではないので、次のとおり修正すべき。</p> <p>「当町では、人口減少により農業後継者も減少しているものの、一方では、若年・中堅層の農業者を中心に大規模な稲作栽培や施設園芸等の取組がみられています。また、市街化調整区域においては、大半の世帯が一定の農地を有する農家であり、定年退職後に地元(実家)に戻って農業に従事するUターン就農の動きもみられます。」</p>	<p>現在、当町の稲作を主とする大規模農家の平均年齢は60代、施設園芸農家の平均年齢は60代後半となっており、一部においてご意見のような動きは見られます。しかし、本案件は全体の傾向を反映しているものであるため、原案のままで進めたいと考えています。</p>	無
9	<p>区域指定導入方針(案)の2ページ4行目から5行目について</p> <p>「学校統廃合」は、小学校について行われていることであり、また「小学校の再編」は同義語であることから、「小学校の統廃合」という表現に統一する。</p> <p>さらに、5行目の「人口減少の阻止」とあるが、同じページに「人口流失の防止」との表現があり、「人口流失の防止」で表現を統一した方がよい。</p>	<p>次のとおり一部修正いたします。</p> <p>更に<u>小学校の統廃合</u>により、地域コミュニティの核となる施設である<u>小学校のない地区</u>もみられることから、<u>人口流出の防止と地域コミュニティの活力維持</u>が重要な課題である。</p>	有

	<p>同じく5行目の「地域コミュニティの維持」だが、現在、地域コミュニティそのものが崩壊の危機に必ずしも直面している状況ではなく、人口減少により地域コミュニティの活力が低下しつつある状況と認識している。そのため、「地域コミュニティの活力維持」とした方がよい。</p>		
1 0	<p>区域指定導入方針(案)「(2)まちづくりの基本的な考え方」について、この「まちづくりの基本的な考え方」の総論として、指定導入方針(案)2ページ3の(2)の冒頭2行を挿入すると良い。</p> <p>また、「(2)まちづくりの基本的な考え方」の最後から3行部分の修正について、住環境は、創造だけでなく改善もあるので「等」を挿入し、「住環境を創造することで」を「住環境の創造等により」に修正する。</p> <p>さらに、住民の定着とともに、住民の流失防止も必要であるため「住民の定着」を「住民の流失防止と定着を図るとともに」に修正する。</p> <p>表現を統一させるため、「新規住民の流入によるコミュニティの維持・発展を図っていく」を「新規住民の流入による地域コミュニティの活力を維持していく」に修正する。</p>	<p>次のとおり一部修正いたします。</p> <p>2 まちづくりの課題、まちづくりの方針</p> <p>(2)まちづくりの基本的な考え方 <u>当町では、“水と緑”豊かな田園環境という特性を生かし、豊かな自然環境を引き継ぎ、人や自然、文化、産業がそれぞれ調和するまちづくりを進めている。</u></p> <p>～中段略～</p> <p>～、既存集落内においては農業的土地利用と調和した良好な<u>住環境の創造等により、住民の流出防止と定着を図るとともに、新規住民の流入による地域コミュニティの活力を維持していくことが必要である。</u></p>	有
1 1	<p>区域指定導入方針(案)「3区域指定の方針の(1)11号区域指定の目的」の最後から3行部分については、人口(既存住民)の流失防止と新規住民の流入が一体として記述されているが、それぞれ分けて記述した方が、分かりやすいと思う。</p>	<p>次のとおり一部修正いたします。</p> <p>3 区域指定の方針</p> <p>(1)11号区域指定の目的</p> <p>～ 前段略 ～</p> <p>そこで、市街化調整区域において</p>	有

	<p>また、新規住民の流入についての配慮(留意)事項を丁寧に記述することが必要であると思う。</p> <p>なお、新住宅の立地の許容に際しての配慮事項について、景観の維持や地域コミュニティの安定性の確保等を書き加える。</p> <p>また、最後の行で「新住民の流入・定着」の定着については、既存住民について使われているので、新規住民については流入のみでよいのではないかと思う。</p>	<p>も、<u>住環境の一層の充実等により人口流出の防止を図るとともに自然や農村環境との調和や優良農地等への影響に配慮しつつ、新住宅の立地を許容することで、<u>新規住民の流入による地域コミュニティの活力維持</u>を図っていくものである。</u></p> <p>なお、「景観の維持や地域コミュニティの安定性の確保等」については、「自然や農村環境との調和」に含まれているものと考えられるため、原案のまま進めたいと考えています。</p>	
1 2	<p>区域指定導入方針(案)「3区域指定の方針の(2)11号制度の選択した理由」について、1行目から4行目については、修正を含め(3)の1で記述しているため削除する。</p> <p>また、下から2～3行目については、ゆるやかな成長については、イメージしにくいいため、「緩やかなテンポでのコミュニティの活力維持、魅力あるまちづくり」に修正する。</p> <p>また、コミュニティについては活力維持とし、活力あるまちづくりは魅力あるまちづくりに修正する。</p> <p>なお、11号制度については、慎重に対応すべき趣旨を記述するよう修正する。</p>	<p>次のとおり一部修正いたします。</p> <p>3区域指定の方針 (2)11号制度の選択した理由 当町では、<u>平成12年頃をピークとして人口減少と高齢化が進行しており、地域の活力が低下しつつある。</u></p> <p>そのため、原則として開発行為を制限されている市街化調整区域ではあるが、その性格を損なわず、新たな公共投資による都市基盤整備を必要とせず、<u>緩やかなテンポでのコミュニティの活力維持、魅力あるまちづくりが図れる「11号」の適用が最も有効である</u>と考える。</p> <p>なお、本項目が「11号制度を選択した理由」ということから、冒頭には3行目から4行目の川島町の置かれている状況(背景)に係る記述は残すこととします。</p>	有